

令和6年1月5日

日本貸金業協会

**令和6年能登半島地震に伴う災害により被災された皆さまへ**

このたびの令和6年能登半島地震に伴う災害により石川県を中心として大きな被害が生じており、被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

こうした深刻な事態を受け、日本貸金業協会といたしましては、被害に遭われた利用者の方々の相談窓口を開設しております。

借入・返済などでお困りの方は一人で悩まず、下記の苦情・相談窓口へご連絡ください。

苦情・相談窓口      0570-051-051 貸金業相談・紛争解決センター

(IP 電話・PHS からは03-5739-3861)

受付時間              9:00～17:00 (1/5、土・日・祝休日を除く)

以上